

豊中市中学校給食調理事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和4年(2022年)2学期から本市の中学校において実施する全員給食について、公募型プロポーザルで、給食調理体制、衛生管理体制等の選定基準により安心安全の給食提供に最適な事業者(以下「契約候補者」という。)を選定するため、豊中市中学校給食調理事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 中学校給食調理業務等委託の公募型プロポーザルへの応募事業者(以下「事業者」という。)からの提案書類の審査に関する事。
- (2) 事業者へのヒアリングに関する事。
- (3) 契約候補者の決定に関する事。
- (4) その他中学校給食調理業務等委託の公募型プロポーザルに関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、教育委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会議を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは委員会の委員のうち委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、契約候補者の選定の報告をもって終了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校給食課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)5月11日から実施する。

別表第1

教育委員会事務局長 教育委員会事務局教育監 健康医療部衛生管理課長 豊中市立中学校長 3名 豊中市立中学校栄養教諭 教育委員会事務局学校給食課長
